

議案第15号

杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例

杉並区立すぎのき生活園条例（昭和62年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区井草三丁目18番14号」を「杉並区井草五丁目19番12号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月7日から施行する。

(提案理由)

すぎのき生活園の位置を変更する必要がある。

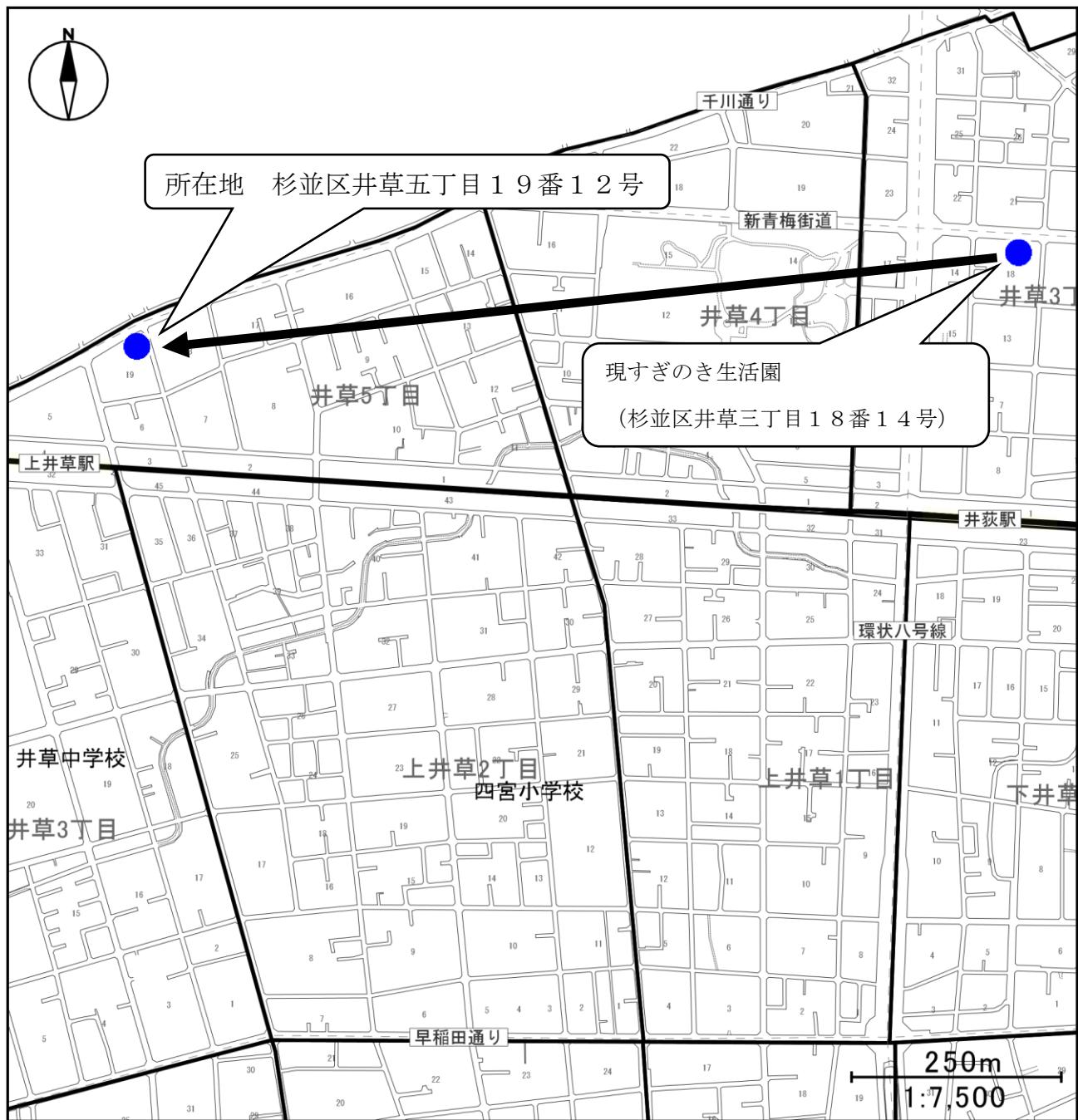
杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(設置) <p>第1条 知的障害者の自立と社会参加の促進を図り、もつて知的障害者の福祉の向上に資するため、杉並区立すぎのき生活園（以下「生活園」という。）を<u>杉並区井草五丁目19番12号</u>に設置する。</p>	(設置) <p>第1条 知的障害者の自立と社会参加の促進を図り、もつて知的障害者の福祉の向上に資するため、杉並区立すぎのき生活園（以下「生活園」という。）を<u>杉並区井草三丁目18番14号</u>に設置する。</p>

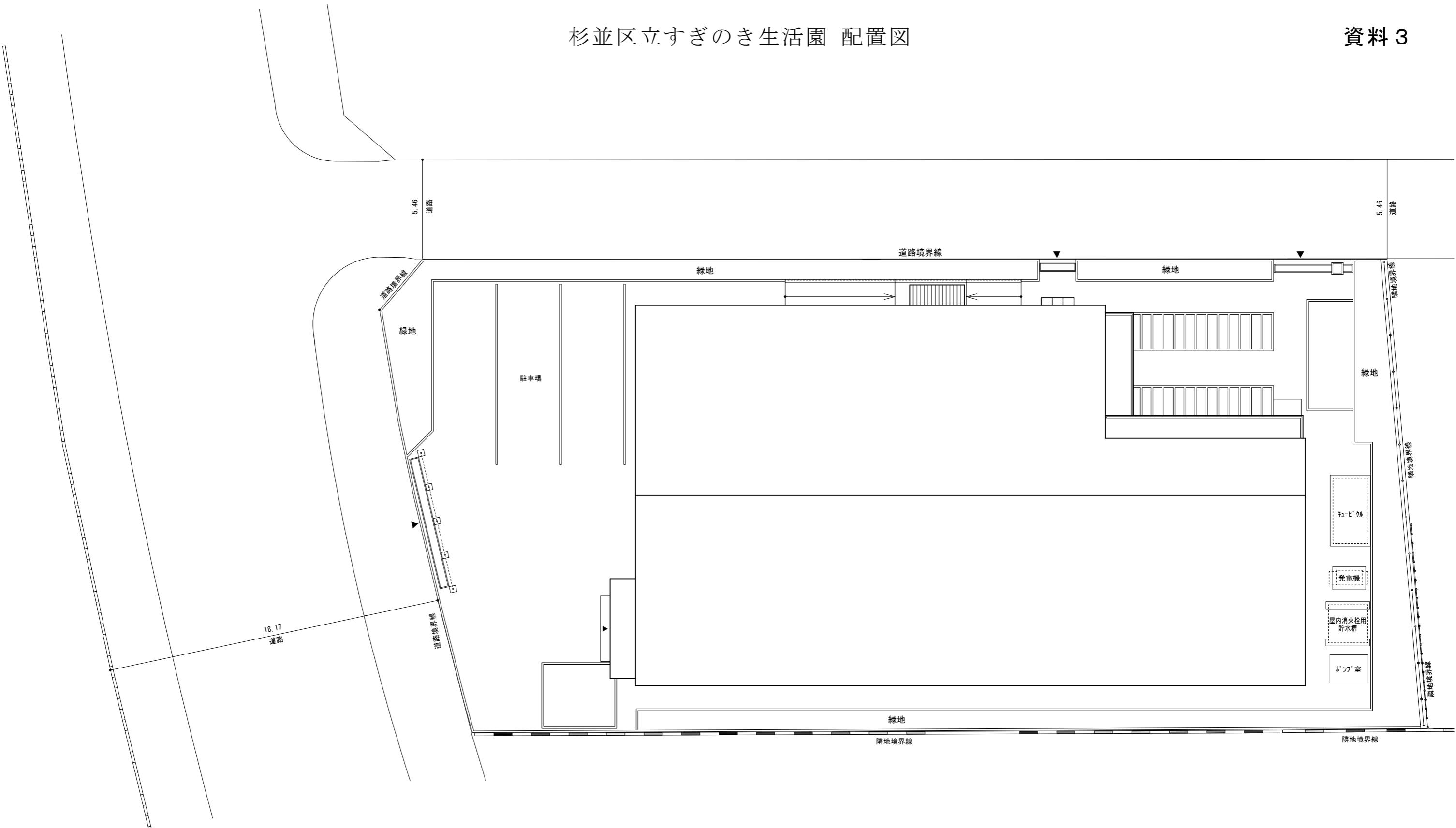
資料2

案 内 図

杉並区立すぎのき生活園



杉並区立すぎのき生活園 配置図



凡例

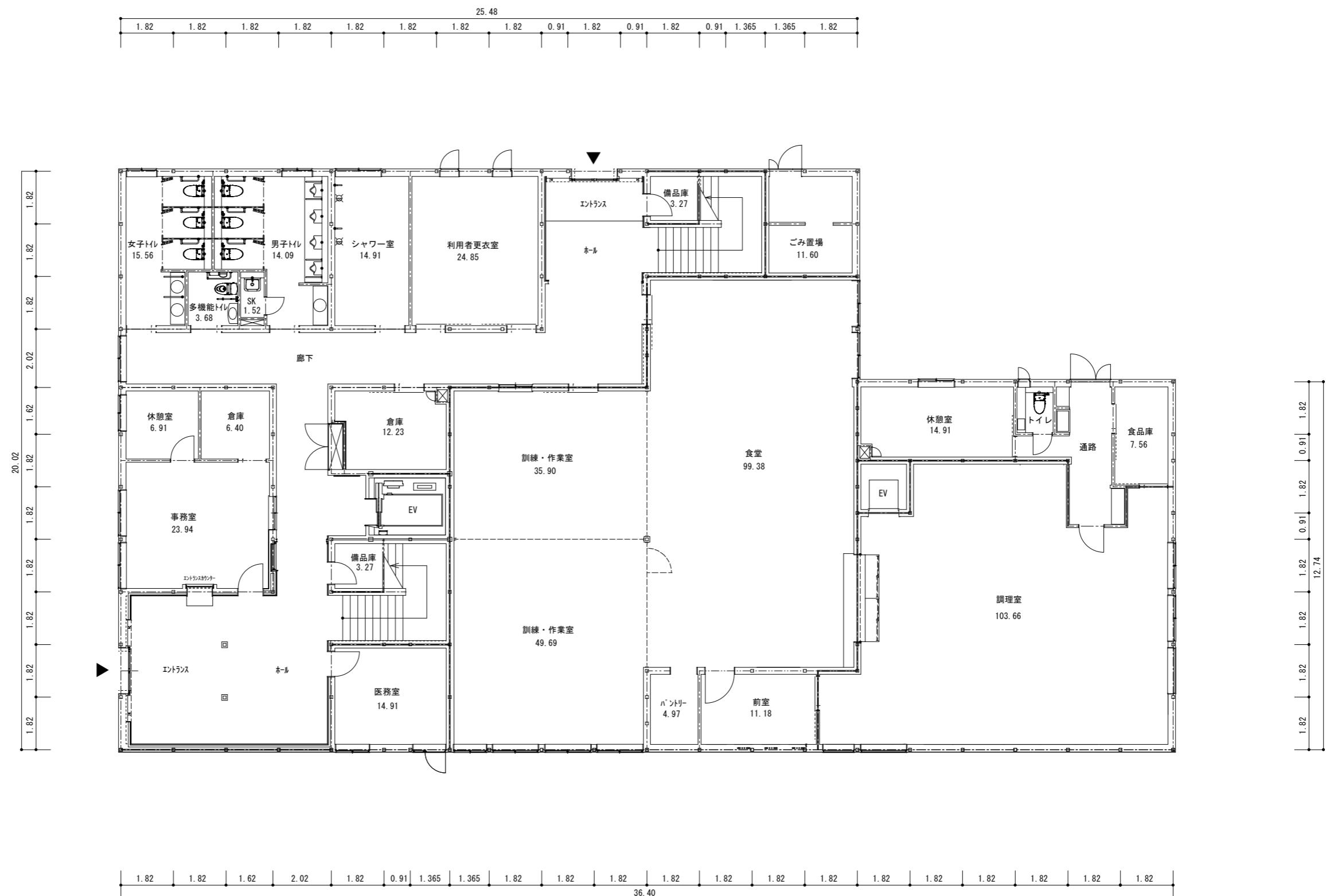
- 注 1 ▲は、主要出入口を示す。
 注 2 → は、スロープの上がり方向を示す。
 注 3 寸法の単位は、mとする。

構造	造	鉄骨造 地上3階建て		
敷地面積		1,395.66m ²		
建築面積		676.27m ²		
延床面積				
	1階	2階	3階	
	677.05m ²	650.64m ²	650.64m ²	計 1,978.33m ²

N
 S = 1 / 200

杉並区立すぎのき生活園 平面図

資料 4



凡例

注 1 ▲は、主要出入口を示す。

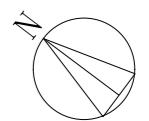
注 2 は、パイプスペースを示す。

注3 → は、階段の上がり方向を示す。

注4 寸法の単位は、mとする。

注5 各室の数字は、面積(m²)を示す。

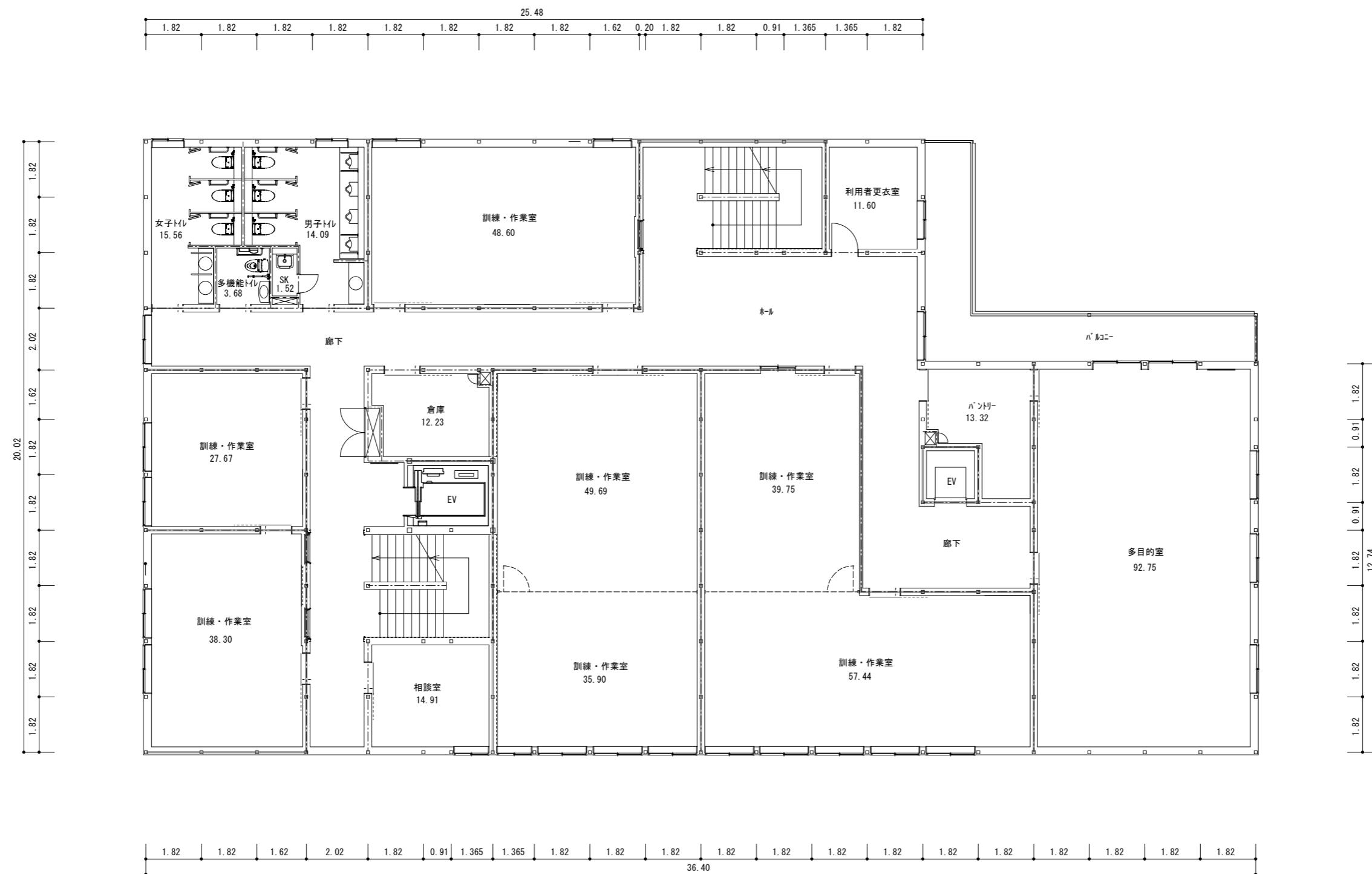
1 階平面図



$$S = 1/2 \ 0 \ 0$$

杉並区立すぎのき生活園 平面図

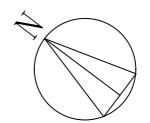
資料 5



凡例

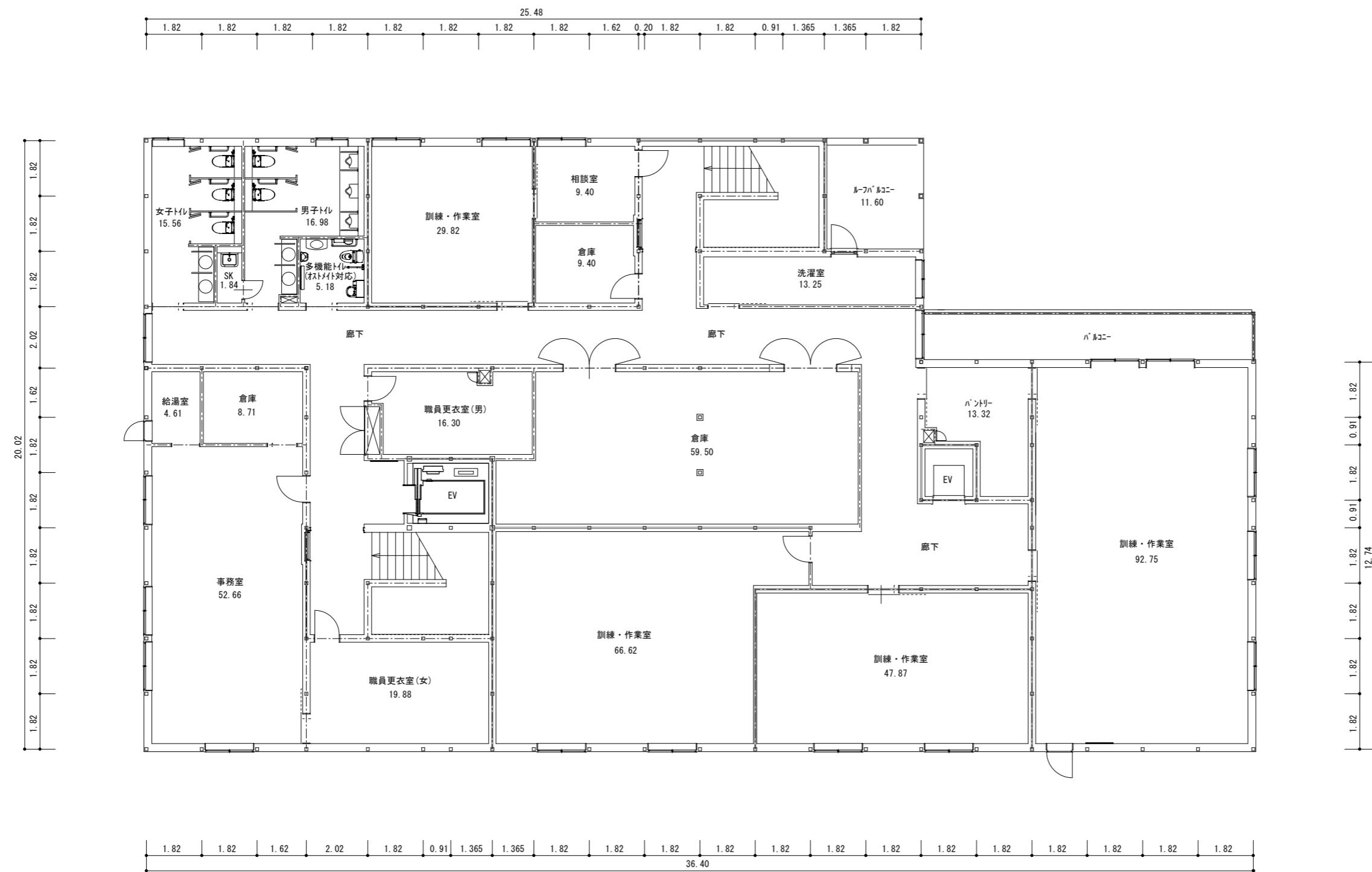
- 注 1 は、パイプスペースを示す。
- 注 2 は、階段の上がり方向を示す。
- 注 3 寸法の単位は、mとする。
- 注 4 各室の数字は、面積(m²)を示す。

2階平面図



杉並区立すぎのき生活園 平面図

資料 6



凡例

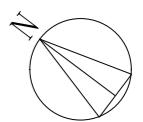
注 1  は、パイプスペースを示す。

注 2 → は、階段の上がり方向を示す。

注3 寸法の単位は、mとする。

注4 各室の数字は、面積(m^2)を示す。

3 階平面図



$$S = 1/2 \ 0 \ 0$$